

## 尼崎市雇用促進奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により市内の雇用情勢が悪化している状況において、市民の雇用機会の創出及び市内事業所の人材確保を図るため、求職者を雇い入れ、一定期間雇用した者に対し、予算の範囲内において尼崎市雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

### (支給対象者)

第2条 奨励金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 雇用保険適用事業所又は雇用保険事業所非該当の承認を受けた事業所を市内に有する者であること。
- (2) 次条に定める労働者（以下「対象労働者」という。）を雇い入れていること。
- (3) 対象労働者の労働に対する賃金（時間外手当、休日出勤手当等基本給のほか、手当等を含む。）を、支払期日までに支払っている者であること。
- (4) 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
- (2) 市税の滞納がある又は必要な申告を行っていない者
- (3) 国、地方公共団体、又はこれらが運営する法人若しくは出資による権利を有している者
- (4) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2項に規定する暴力団、同条例第2条第3項に規定する暴力団員又は同条例第2条第4項に規定する暴力団密接関係者に該当する者
- (5) 令和2年4月1日以降に、事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小等の理由による自己都合退職等を含む。）又は雇い止めをしている者
- (6) 令和2年4月1日以降に、事業主都合による内定取消しをしている者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者（ただし、同法第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）
- (8) 本奨励金の申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等の違反により送検処分等を受けている者

- (9) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする事。）をした者
- (10) その他市長が不相当と認める者

（対象労働者）

第3条 対象労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ア 令和2年4月1日以降に離職した者
  - イ 個人事業主又は法人の代表者若しくは役員であって、令和2年4月1日以降に事業を廃業した者
  - ウ 令和2年4月1日以降に採用内定の通知を受けた者であって、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消された者
- (2) 令和3年4月1日から令和4年1月1日の間に雇用開始されている者
- (3) 雇入れ日から1か月以上継続して雇用され、かつ支給申請日時点までの間、継続して雇用されている者
- (4) 主たる勤務地が市内である者
- (5) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者
- (6) 採用決定時又は雇用開始時に市内に居住している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象労働者としな

- (1) 雇入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者又は三親等以内の血族及び姻族）である者
- (2) 過去1年以内に当該労働者を雇用していた事業主が、支給対象者と資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 雇用期間の定めのない雇用契約を締結し、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の対象労働者の場合、1人につき30万円
- (2) 3か月以上の雇用期間を定める雇用契約を締結し、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上の対象労働者の場合、1人につき15万円

2 同一支給対象者に対する支給の対象労働者数は、前項第1号及び第2号に定める対象労働者を合わせて5人を上限とする。

(支給申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類をまとめて、令和4年1月31日までに申請しなければならない。ただし、令和4年1月1日に雇い入れた対象労働者分の(6)、(7)については、令和4年2月18日までに提出すればよいものとする。

- (1) 尼崎市雇用促進奨励金支給申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 対象労働者の離職等が確認できる書類の写し  
（履歴書、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、離職票、離職証明書、内定取消通知書、廃業届等）
- (4) 対象労働者の市内居住が確認できる書類の写し  
（運転免許証（表・裏）、健康保険証（表・裏）、マイナンバーカード、住民票、履歴書等）
- (5) 対象労働者の雇用期間や労働時間、勤務地等が確認できる書類の写し  
（雇用契約書、労働条件通知書等）
- (6) 対象労働者が1か月以上継続して勤務していることが確認できる書類の写し  
（支給申請前直近1か月の給与明細、出勤簿、タイムカード等）
- (7) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (8) 振込先通帳等の振込先が確認できる書類の写し
- (9) 雇用保険事業所非該当承認連絡の写し  
（事業所非該当の承認を受けている場合のみ必要）
- (10) その他支給要件を満たしているかを確認するために市長が必要と認める書類

2 第1項に定める申請書等については、A4サイズの内紙を使用し、A4サイズ未満の書類はA4サイズの内紙に貼り付けること。

また、申請書等一式はホッチキス等で綴じ、番号インデックスを付け提出すること。

3 第1項に定める申請書等については、公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構 雇用促進奨励金係へ「レターパックライト」を用いて郵送により申請すること。

なお、申請は令和4年1月31日までの当日消印を有効とする。

4 申請は1申請者につき1回のみとする。

(奨励金の支給決定等)

第6条 市長は、前条に定める奨励金の支給申請があったときは、当該申請内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金を支給するものとする。

2 第1項の審査の結果、奨励金を支給することを決定した際は、尼崎市雇用促進奨励金支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査の結果、奨励金を支給しないことを決定した際は、尼崎市雇用促進奨励

金不支給決定通知書（様式第4号）により、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

- 4 第1項の審査のために必要があると認められるときは、現地調査その他必要な調査、質問等を実施するものとする。
- 5 第1項の審査にあたり生じた疑義について、尼崎市からの照会后1か月以内に回答がない場合又は疑義が解消できない場合は奨励金を支給しないものとする。

#### （支給決定の取消し等）

第7条 市長は、支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給要件に適合しない事実が認められたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の支給決定を受けたとき。
- (3) 法令又は市長の処分に違反したとき。
- (4) その他市長が支給決定の取消し又は奨励金の返還が必要であると判断したとき。

#### （不正受給等への対応）

第8条 市長は、第7条の規定に基づき支給決定を取り消した場合において、すでに奨励金が支給されているときは、期日を定めて、その返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により奨励金の返還を命じられた者（ただし、第9条の規定により、届出を行った者を除く。）は、その命令に係る奨励金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた奨励金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 第1項の規定により奨励金の返還を命じられた者は、これを返還期日までに納付しなかったときは、当該返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

#### （届出義務）

第9条 第6条の規定による奨励金の支給決定の通知を受けた者が、本要綱に規定する支給要件のいずれかを満たしていないことが明らかとなったときは、尼崎市雇用促進奨励金受給資格喪失届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

#### （調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支給決定者に対し調査等を実施することとし、支給決定者及び対象労働者は調査等に応じなければならない。

- 2 前項の調査に応じない場合は、第7条の規定に基づき支給決定の取消しを行うことが

できる。

(書類の保存等)

第11条 支給決定者は、当該奨励金の支給に関する書類を整備するとともに、奨励金の支給の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。